

平成29年度戸田市立地適正化計画策定委員会 委員名簿

区分	所属組織・役職等	氏名
学識経験者	東京工業大学 環境・社会理工学院 建築学系 教授	中井 検裕
	日本大学 理工学部 土木工学科 教授	大沢 昌玄
戸田市町会連合会	副会長(下戸田地区)	金子 清視
	副会長(上戸田地区)	市川 悦夫
	副会長(新曽地区)	駒崎 繁夫
	副会長(笹目地区)	長谷川 春一
関係機関	とだわらび青年会議所	菅原 啓太
	戸田市社会福祉協議会	細渕 栄二
	戸田市商工会	田中 治夫
公募市民	-	江崎 奈穂子
	-	小森 昌樹
	-	西塔 幸由

戸田市立地適正化計画策定委員会要綱

平成29年1月27日市長決裁

(設置)

第1条 戸田市立地適正化計画検討委員会要綱（平成28年6月27日市長決裁）に規定する戸田市立地適正化計画検討委員会において作成した戸田市立地適正化計画（以下「計画」という。）の素案を基に、計画の案を作成するため、戸田市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の案の作成に関すること。
- (2) その他計画の作成に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 戸田市町会連合会における会長及び副会長 5人
- (3) 関係行政機関等の代表者 3人
- (4) 公募市民 若干名

2 前項に規定する委員は、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名するものとする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

4 第3条第1項第2号又は第3号に規定する委員が会議に出席できないとき

は、当該委員の指名する者が代理として出席できるものとする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画を公表した日限り、その効力を失う。